

# 新学習指導要領（特別支援学校）における「学校図書館」関連の記述

（新旧対照）

新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）  
（平成 21 年文部科学省告示第 36 号）

## 第 1 章 総 則 第 2 節 教育課程の編成

### 第 1 一般方針

1 （前略）学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

### 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
- (3) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。
- (4) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (10) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）  
（平成 11 年文部省告示第 61 号、  
平成 15 年文部科学省告示第 173 号一部改正）

## 第 1 章 総 則 第 2 節 教育課程の編成

### 第 1 一般方針

1 （前略）学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

### 第 7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 学校生活全体を通して、言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動が適正に行われるようにすること。
- (3) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、それを積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫し、

また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。

- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

## 第2章 各教科

### 第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。(後略)

#### 1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

#### 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

#### 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

#### 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[生活]

2 内容

それらを活用して指導の効果を高めるようにすること。

- (8) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

## 第2章 各教科

### 第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。(後略)

#### 1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (4) 触覚教材、拡大教材等の活用を図るとともに、児童がコンピュータ等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

#### 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しむ態度を養うように工夫すること。

- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

#### 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (3) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

#### 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (3) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器の有効な活用を図るなどして、指導の効果を高めるようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[生活]

2 内容

- 1段階
- (12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。

**[国語]**

**1 目標**

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

**2 内容**

- 1段階
- (1) 教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- 2段階
- (3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。
- 3段階
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。

**第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い**

- 5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

**第2節 中学部**

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。(後略)

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

**第1 各教科の目標及び内容**

**[国語]**

**1 目標**

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

**2 内容**

- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。

**[社会]**

**2 内容**

- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。

- 1段階
- (11) 身近な公共施設や公共物を教師と一緒に利用する。

**[国語]**

**1 目標**

日常生活に必要な国語を理解し、表現する能力と態度を育てる。

**2 内容**

- 1段階
- (1) 教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ
- 2段階
- (3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。
- 3段階
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。

**第2節 中学部**

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示すものに準ずるものとする。

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

**第1 各教科の目標及び内容**

**[国語]**

**1 目標**

日常生活に必要な国語についての理解を深め、表現する能力と態度を育てる。

**2 内容**

- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。

**[社会]**

**2 内容**

- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の  
取扱い

- 5 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・  
教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュ  
ータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果  
を高めるようにするものとする。

第7章 自立活動

第2 内容

- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 6 コミュニケーション

新特別支援学校高等部学習指導要領（抄）  
（平成21年文部科学省告示第37号）

第1章 総 則

第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- 1 （前略）学校の教育活動を進めるに当たっては、各学  
校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、  
創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中  
で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、  
これらを活用して課題を解決するために必要な思考  
力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、  
主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教  
育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発  
達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実すると  
ともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が  
確立するよう配慮しなければならない。

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は  
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支  
援学校における各教科・科目等の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及  
び自立活動の授業時数等

- 6 （前略）なお、10分間程度の短い時間を単位として  
特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当  
該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決  
定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う  
体制が整備されているときは、その時間を当該各教  
科・科目の授業時数に含めることができる。

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う  
特別支援学校における各教科等の履修等

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及  
び自立活動の授業時数等

第5章 自立活動

第2 内容

- 2 心理的な安定
- 5 コミュニケーション

現行特別支援学校高等部学習指導要領（抄）  
（平成11年文部省告示第62号、  
平成15年文部科学省告示第173号一部改正）

第1章 総 則

第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- 1 （前略）学校の教育活動を進めるに当たっては、各学  
校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、  
創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、  
自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎  
的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす  
教育の充実に努めなければならない。

8 (前略)なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。

第4款 教育課程の編成・実施に  
当たって配慮すべき事項

- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項  
以上のほか、次の事項について配慮するものとする。
- (3) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
- (11) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお、生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。
- (12) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- (4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその

第4款 教育課程の編成・実施に  
当たって配慮すべき事項

- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項  
以上のほか、次の事項について配慮するものとする。
- (2) 学校生活全体を通じて、言語に関する関心や理解を深め、言語環境を整え、生徒の言語活動が適正に行われるようにすること。
- (7) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお、生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫し、それらを活用して指導の効果を高めるようにすること。
- (8) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- (4) 触覚教材、拡大教材等の活用を図るとともに、生徒がコンピュータ等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- (2) 生徒の言語力等に応じた読書指導を行い、適切な読書習慣の形成を図るとともに、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコン

活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

### 第3款 保健理療

#### 第2 各科目

##### [保健理療情報活用]

#### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

#### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

### 第4款 理療

#### 第2 各科目

##### [理療情報活用]

#### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

#### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリテ

ピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

### 第4款 保健理療

#### 第2 各科目

##### [保健理療情報処理]

#### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、保健理療の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

#### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

### 第5款 理療

#### 第2 各科目

##### [理療情報処理]

#### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

#### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、

イ管理の重要性について扱うこと。

- 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

#### 第5款 理学療法

- 第2 各科目  
[理学療法情報活用]

- 1 目 標
- 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。
- 3 内容の取扱い
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。
- イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

#### [課題研究]

- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

#### 第6款 印 刷

- 第2 各科目  
[印刷概論]
- 3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

発信について体験的に理解させること。

- 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

#### 第6款 理学療法

- 第2 各科目  
[理学療法情報処理]

- 1 目 標
- 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。
- 3 内容の取扱い
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。
- イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

#### [課題研究]

- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

#### 第7款 印 刷

- 第2 各科目  
[印刷概論]
- 3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

## [印刷情報技術基礎]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

## 第7款 理容・美容

### 第2 各科目

#### [理容・美容情報活用]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

## 第9款 歯科技工

### 第2 各科目

#### [歯科技工情報活用]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段

## [印刷情報技術基礎]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについて扱うこと。

## 第8款 理容・美容

### 第2 各科目

#### [理容・美容情報処理]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについても扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

## 第9款 歯科技工

### 第2 各科目

#### [歯科技工情報処理]

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を



を主体的に活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

#### 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

##### [国語]

#### 1 目標

生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。

#### 2 内容

##### ○1段階

(3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。

##### ○2段階

(3) 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。

##### [社会]

#### 2 内容

##### ○2段階

(3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。

(5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。

##### [情報]

#### 1 目標

コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。

#### 2 内容

##### ○1段階

(5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。

##### ○2段階

活用する能力と態度を育てる。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについても扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

#### 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 普通教育に関する各教科の目標及び内容

##### [国語]

#### 1 目標

生活に必要な国語についての理解を深め、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。

#### 2 内容

##### ○1段階

(3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。

##### ○2段階

(3) 文章の概要や要点などを適切に読み取る。

##### [社会]

#### 2 内容

##### ○2段階

(3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。

(5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の様子や社会の変化を知る。

##### [情報]

#### 1 目標

コンピュータなどの操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。

#### 2 内容

##### ○2段階

- (4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。
- (5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 8 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第6章 自立活動

第2款 内容

- 2 心理的な安定
- 6 コミュニケーション

- (4) コンピュータなどを利用した情報の収集、処理、発信の方法が分かり、実際に活用する。

- (5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーについて理解し、実践する。

第5章 自立活動

第2款 内容

- 2 心理的な安定
- 5 コミュニケーション